

総合海洋政策の推進体制

背景

- ◎ 食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割は極めて重大
- ◎ 海洋環境の汚染、水産資源の減少、重大海難事故の発生、海賊事件の頻発等の問題は増加
- ◎ 海洋資源の開発や海洋権益の確保、国際協調等、国全体として海洋政策に取り組む必要性

海洋基本法の成立及び施行(平成19年7月20日) 総合海洋政策本部の発足及び海洋政策担当大臣の指名

海洋基本計画(現行: FYH25~29)

(平成25年4月閣議決定・おおむね5年毎に見直し)

総合海洋政策本部による施策の推進

○総論

海洋立国日本の目指すべき姿

- ・国際協調と国際社会への貢献
- ・海洋の開発・利用による富と繁栄
- ・「海に守られた国」から「海を守る国」へ
- ・未踏のフロンティアへの挑戦

○第1部、第2部

海洋に関する施策についての**基本的方針**及び講ずべき施策

- ・海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和
- ・海洋の安全の確保
- ・**科学的知見の充実**
- ・海洋産業の健全な発展
- ・海洋の総合的管理
- ・海洋に関する国際的協調
- ・海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進

○第3部

海洋に関する施策を推進するために必要な事項

- ・施策を効果的に推進するための総合海洋政策本部の見直し
- ・関係者の責務及び相互の連携
- ・施策に関する情報の積極的な公表

内閣

総合海洋政策本部

- ・本部長 内閣総理大臣
- ・副本部長 内閣官房長官、海洋政策担当大臣
- ・本部員 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

○所掌事務

- ・海洋基本計画の案の作成及び実施の推進
- ・関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整(内閣の重要政策に限る)
- ・その他海洋に関する重要施策の企画・立案・総合調整

参与会議 (総理任命の有識者)

事務局

- 政府全体での取組が必要とされる海洋施策に係る基本方針の策定や政府部内の総合調整

幹事会 (各省局長級)

各府省

- 個別施策の基本方針の策定、企画立案、実施及び関連する省庁間の調整

外務省

文部科学省

農林水産省

経済産業省

...

国土交通省

環境省

防衛省